

六稜同窓会会員情報の取扱規定

平成 24 年 6 月 23 日

本会は会員情報 {氏名、住所、電話及び携帯電話番号・FAX 番号、E-メールアドレス、勤務先・職業・所属、在校時のクラブ、所属するクラブ OB 会・OG 会の情報} (以下「会員情報」と言う) の収集・利用・提供及び登録に関し、次のように取り扱う。

1. 個人情報の保護に関する法律を遵守し、本会（業務の一部を事業者に委託するときはその事者も含む）は会員情報を厳重に管理する。そのため次の責任者をおく。
個人情報保護管理責任者（本会役員をもってこれにあてる）・・・名簿委員長
個人情報保護監査責任者（本会監事をもってこれにあてる）・・・監事
個人情報取扱作業責任者（本会事務局長をもってこれにあてる）・・・事務局長
2. 本会は第 4 条に定める事業を実行するため会員情報を利用する。
3. 会員は六稜同窓会名簿等会員情報の第三者への漏洩なきよう守秘義務を負うものとする。
4. 会員のうち、自己の個人情報の一部又は全部を、発行する名簿に記載しないことを希望する場合には文書により事務局に届け出ること。本会はその会員の指定する情報については発行する名簿から除外する。
5. 本会は会員の個人情報を本人からの同意ある場合以外は開示しない。
6. 年度会、クラブ OB 会・OG 会等よりの会員情報の開示要求については当該年度理事、クラブ OB・OG 会責任者からの請求を必要とする。